

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 身体障がい者の自立更生を促進するため、これらの者が自動車教習所（以下「教習所」という。）において自動車運転免許（以下「免許」という。）を取得するための教習を受けるのに必要な経費について、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、札幌市とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、本市に居住地を有し、次の各号の全てに該当する在宅の者（障害者支援施設、介護老人福祉施設、救護施設等の施設に入所していない者）とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に定める身体障がい者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障がい程度が4級以上の者

(2) 免許の取得により自立更生の促進が図られる者

(補助対象免許)

第4条 本事業の補助の対象となる免許とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第2項に規定される第一種運転免許及び第二種運転免許とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金は、対象者が教習所において免許を取得するため、教習を受けるのに必要な経費の一部を交付するものとし、その額は100,000円とする。ただし、教習を受けるのに必要な経費が100,000円に満たない場合にあつては、その経費に相当する額を交付することとする。

(補助回数)

第6条 本事業による補助を受けたことのある者は、本事業による補助を再び受けることはできない。

2 前項の規定に関わらず、既に本事業による補助を受けた金額の合計が100,000円に満たない者については、本事業による補助を再び受けることができる。この場合における補助金額は、「100,000円（第5条ただし書きに該当する場合は、教習を受けるのに必要な経費）から、既に本事業により補助を受けた金額の合計を控除した額」とする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「補助金交付申請者」という。）は、原則教習を開始する前の段階で、次の各号の書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付申請書（様式1）

(2) 身体障害者手帳の写

(3) その他、市長が必要と認めた書類

- 2 補助金を受けようとする自動車教習について、免許取得後の補助金交付申請は、いかなる場合もこれを認めない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、第7条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、申請者に対し、札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付決定通知書(様式2)により通知するものとする。また、この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を附することができる。

- 3 市長は、前項の審査の結果、申請を却下することを決定したときは、申請者に対し、札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付申請却下決定通知書(様式3)により通知するものとする。

(決定内容の変更又は決定の取消し)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、教習等に関する内容を変更または教習を中止する場合には、あらかじめ、次の各号の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金内容変更(中止)承認申請書(様式4)
(2) その他、市長が必要と認めた書類

- 2 市長は、前項の申請内容を審査した結果、変更又は中止が必要であると認めたときは、前条第2項の決定内容の全部若しくは一部を変更し、又は決定を取消することができるものとする。

(修了報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、教習を修了した後において、次の各号の書類を添えて、市長に修了報告をするものとする。

- (1) 修了報告書(様式5)
(2) 教習所の卒業証明書
(3) 教習所が発行した教習料等の領収書
(4) 取得した運転免許証の写
(5) その他、市長が必要と認めた書類

(補助金の確定)

第11条 市長は前条の修了報告に基づき、補助決定に沿った修了内容であったかどうかについて審査を行い、補助金額を確定するものとする。なお、修了報告を行った決定対象者に対しては、札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付確定(振込)通知書(様式6)により、補助確定額等を通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助金は、補助額の確定の後において、札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金請求書（様式 7）の請求に基づき交付するものとする。

（書類の経由）

第 13 条 この要綱により市長に提出する書類は、居住地を管轄する区の保健福祉部長（以下「保健福祉部長」という。）を経由しなければならない。

2 保健福祉部長は、補助金交付申請にあたり、補助金交付申請者が受講しようとする教習が、本事業の趣旨に合致しているかについて、十分確認するものとする。

3 保健福祉部長は、第 7 条、第 9 条、第 10 条、及び第 12 条に定められた書類を受理するにあたっては、交付の決定、変更、取消し、確定についての審査、及び補助金の交付に関して、必要な情報が的確に記載されているかを十分確認するものとする。

4 保健福祉部長は、第 7 条に定められた書類については札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金の交付申請に係る進達書（様式 8）を、第 10 条及び第 12 条に定められた書類については札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金に係る修了報告及び交付請求の進達書（様式 9）を添付して、すみやかに障がい保健福祉部長に進達するものとする。

（委任）

第 14 条 この要綱の施行について、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 11 月 4 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

(様式1)

年度札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付申請書

(宛先) 札幌市長

年 月 日

申請者 千

住所 _____

氏名 _____

個人番号 _____

電話番号 _____ F A X _____

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付要綱による補助金を交付されるよう申請します。

1 障がい名等

(1) 障がい名 _____

(2) 障がい等級 第 ____ 種 ____ 級

(3) 手帳番号 _____ 第 _____ 号

2 自動車運転免許の取得が自立更生に必要な理由

3 現在の職業、若しくは自動車運転免許取得後に就職を希望する職業

現在の職業 _____ (希望する職業 _____)

4 取得を目指す自動車運転免許の種類

第 ____ 種 _____ 免許

5 教習を受けようとする自動車教習所の名称

自動車教習所の名称 _____

6 教習開始(予定)期日

_____ 年 ____ 月 ____ 日

7 自己の障がい特性に配慮した改造自動車の教習所への持込(該当欄に○を付してください)

(1) 持ち込まない (2) 持ち込む

8 既に取得した自動車運転免許の有無及びその種類(該当欄に○を付してください)

(1) 無 (2) 有 (運転免許の種類: _____)

9 過去の身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付の有無(該当欄に○を付してください)

(1) 無 (2) 有 (交付を受けた年度: _____ 年度、交付金額 金 _____ 円)

10 補助申請額

金 _____ 円

11 添付書類

(1) 身体障害者手帳の写

(2) その他 (_____)

(様式2)

札 障 第 号

年 月 日

様

札 幌 市 長

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付申請書について審査した結果、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

補助決定額 金 _____ 円

なお、教習修了後、すみやかに別添の修了報告書と請求書を、 区保健福祉課まで提出してください。

(様式 3)

札 障 第 号

年 月 日

様

札幌市長

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付申請却下決定通知書

年 月 日付けの札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付申請につきまして、審査したところ、却下することに決定しましたので通知いたします。

記

1 却下の理由

(様式4)

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金内容変更(中止)承認申請書

(宛先) 札幌市長

年 月 日

申請者 ㊦

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____ F A X _____

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助事業実施要綱による補助金交付決定内容を次のとおり変更(中止)したいので、承認願います。

記

1 変更(中止)の理由

2 変更内容

3 自動車運転免許取得に伴う教習費用

変更前の額 金 _____ 円

変更後の額 金 _____ 円

4 添付書類

(_____)

(様式5)

修 了 報 告 書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

〒 _____

住所 _____

氏名 _____

このたび、自動車運転訓練を修了しましたので、関係書類を添え報告いたします。

記

1 添付書類

- (1) 自動車教習所の卒業証明書 (原本)
- (2) 自動車教習所が発行した教習料等の領収書 (原本)
- (3) 取得した運転免許証 (写)

(様式6)

札 障 第 号

年 月 日

様

札 幌 市 長

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付確定（振込）通知書

先に提出のありました修了報告書に基づき、標記補助金の額を確定しましたので、お知らせいたします。

記

補助確定額 金 _____ 円

なお、銀行口座への振込みは、 年 月 日以降になる予定です。

(様式7)

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金請求書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

請求者 〒 _____

住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____

金融機関名 _____銀行・信金・信組・農協

支店名 _____本・支店

口座種別 (普通 ・ 当座)

口座番号 _____

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり請求いたします。

記

請求金額 _____ 円

(様式8)

札 保 福 第 号
年 月 日

保健福祉局障がい保健福祉部長 様

札幌市 区保健福祉部長

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金の交付申請に係る進達書

標記の件について、下記の者より交付申請がありましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

1 住所 _____

2 氏名 _____

3 添付書類

- ・ 札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付申請書
- ・ 身体障害者手帳の写
- ・ その他

(_____)

所属 区保健福祉課

担当 _____ (内線 _____)

(様式9)

札 保福第 号

年 月 日

保健福祉局障がい保健福祉部長 様

札幌市 区保健福祉部長

札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金に係る修了報告及び交付請求の進達書

標記の件について、下記の者より修了報告及び交付請求がありましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

1 住所 _____

2 氏名 _____

3 添付書類

- ・ 修了報告書
- ・ 自動車教習所の卒業証明書（原本）
- ・ 自動車教習所が発行した教習料等の領収書（原本）
- ・ 取得した運転免許証（写）
- ・ その他 （ ）

所属 区保健福祉課

担当 _____（内線 _____）